26 日工会第 194 号
2026 年 6 月 23 日

輸出管理委員会
委　員　殿

（一社）　日本工作機械工業会

第 2 回輸出管理委員会　記録

１．日　時　2026 年 6 月 17 日（水）14:00～16:00
２．形　式　対面形式及び Web 形式
３．会　場　機械振興会館　6 階「6D-1・2」
４．出席者　（順不同、敬称略）計 66 名（うち Web 出席 44 名）

委員長		宮藤　賢士	（ジェイテクト）		
副委員長		大橋　敏雄	（ジェイテクト）	大友　明宏	（芝浦機械）
		永野　敏之	（牧野フライス）	水谷　健治	（ヤマザキマザック）
前部会長		柴田　明仁	（オークマ）		
委員		大髙　直樹	（ｱｲﾀﾞｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ）	清水　航志	（アマダ）
同	㈹	片山　健三	（池貝）	㈹ 岩永　貴宏	（イワシタ）
同		長塚　智史	（エグロ）	淺羽　隆好	（エンシュウ）
同		林　直樹	（オーエム製作）	池田　大輔	（大鳥機工）
同		伊藤　渉	（大宮マシナリー）	㈹ 林　重雄	（岡本工作）
同		肥田　倫紀	（カシフジ）	池田　祐三	（唐津ﾌﾟﾚｼｼﾞｮﾝ）
同		山尾　和功	（神崎高級工機）	中谷　幸雄	（キタムラ機械）
同		小須田昌文	（キリウ）	井上　寿昭	（黒田精工）
同		島田　克紀	（コマツＮＴＣ）	柴田圭太郎	（ジェイテクト）
同		諸石　晴久	（ｼﾞｪｲﾃｸﾄﾏｼﾝｼｽﾃﾑ）	吉田　和幸	（シギヤ精機）
同		鈴木　邦博	（静岡鐵工所）	中村　康志	（ｼﾁｽﾞﾝﾏｼﾅﾘｰ）
同		竹西　誠	（新日本工機）	久保田晃正	（スター精密）
同		西尾　嵩宏	（住友精密）	水戸部隆士	（西部電機）
同		武藤　京介	（ソディック）	小澤　裕二	（高松機械工業）
同		伊丹　勇介	（ＴＡＫＩＳＡＷＡ）	堀井　邦弘	（ツガミ）
同		八木　和也	（ＤＭＧ森精機）	藤森　隼人	（東洋精機）
同	㈹	渡部　潔	（ﾄｰﾖｰｴｲﾃｯｸ）	吉村　司	（中村留精密工業）
同		乙川　正憲	（ﾆｲｶﾞﾀﾏｼﾝﾃｸﾉ）	宮本　智清	（西田機械）
同		小暮　崇正	（ﾆﾃﾞｯｸｵｰｹｰｹｰﾆﾃﾞｯｸﾏｼﾝﾂｰﾙ）	渡邊　茂昭	（野村ＤＳ）
同		買手屋かおり	（浜井産業）	宮嶋敬一郎	（ファナック）
同		山本　晋佑	（ＦＵＪＩ）	中村　真	（ブラザー工業）
同		礒村　裕臣	（平安ｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ）	荒川　秀一	（豊和工業）
同	㈹	廣末　充浩	（ホーコス）	樋口　幸一	（マーポス）
同		大崎　純也	（松浦機械）	七井　正三	（三井精機）
同		徳永　大介	（三井ハイテック）	鈴木　淳一	（ミツトヨ）
同		河合　泰弘	（三菱電機）	㈹ 藤田　昌博	（村田機械）
同		田中　淳也	（安田工業）	大西　健介	（ヤマザキマザック）
同		安部　彰	（ﾛｰﾑ々ｽﾏｰﾄﾃｸﾉﾛｼﾞｰ）	上小家　崇	（和井田製作所）
オブザーバー		菊川　真也	（三菱電機）		
事務局		秋山　高昌、礒嵜　裕行、下里　拓朗			

５．議　事

議事に先立ち、宮藤委員長より「本日はご多忙のところ、第 2 回輸出管理委員会にご出席をいただき、感謝を申し上げる。6 月 5 日の日工会第 17 回定時総会において、前任の荒井委員長から引き継ぎ、輸出管理委員長を委嘱された。宜しくお願いしたい。安全保障貿易管理を巡る国際環境は、2026 年現在も依然として厳しい状況が続いている。ロシアによるウクライナ侵攻は長期化し、制裁措置も継続されている。SNS や専門メディアでは、ロシア国内で使用される工作機械に関する情報が散見され、真偽は不明ながら、輸出管理上のリスク認識を高める必要がある。また、中東地域も不安定な状態が続き、イラン情勢を中心に緊張が高止まりしている。地域情勢の変化が国際的な安全保障環境に影響を及ぼす可能性も指摘されている。このような状況下、当業界製品が安全保障上の観点から注目される場面が増えている。輸出案件の取引審査においては、引き続き慎重な対応をお願い申し上げる。本日は、中古工作機械チェックフォームの活用状況、特別一般包括許可の活用状況、需要者等による誓約違反事象アンケートの調査結果報告、2025 年度の輸出管理委員会の活動結果及び今年度の活動に関する審議など、複数の議事を予定している。本日の委員会が有意義なものとなることを期待している。」旨の挨拶があった。

（1）「中古工作機械チェックフォーム活用状況等」に関するアンケート調査結果報告及び製造者チェックフォームの見直しについて

①事務局より、資料 No,1 に基づき、「中古工作機械チェックフォーム活用状況等」に関するアンケート調査結果について以下要旨の説明があった。

ア. 2025 年 5 月 28 日の規制改正を受け、「中古工作機械の実測結果製造者チェックフォーム（以下、製造者チェックフォーム）」の活用状況等について 66 社を対象にアンケートを実施し、66 社から回答を得た。

イ. 規制改正後に中古工作機械についての問い合わせを受けた企業は 30 社、問い合わせ件数は計 132 件であり、その多くは中古機取扱事業者からのもので、主な内容は該非判定に関する情報や該非判定書の作成方法・提供依頼についてであった。

ウ. 受けた問合せのうち、88 件は対応完了した一方、27 件が途中断ち切れ、17 件が対応中であり、追加資料提出後の連絡途絶や有償対応提示後に断ち切れとなるケースが見られた。

エ. 製造者チェックフォームを活用している企業は 14 社にとどまり、また、「相談・利用機会がない」と回答した企業が 37 社と、昨年 10 月末時点ではまだ十分には普及していない状況であった。

オ. 製造者チェックフォームの主な課題は、測定データの信頼性、顧客からの情報不足、フォームの複雑さなどが挙げられた。

カ. 今後は本アンケートを継続実施するとともに、チェックフォームの改善や制度趣旨の周知強化を進め、円滑な運用と制度の適正運用を図る。

②事務局より、資料 No,2～4 に基づき、製造者チェックフォームの見直しについて以下要旨の説明があった。

ア. チェックフォーム改善に関するアンケートを委員に実施し、その意見を反映したものが資料 No.4 である。今後はこの様式を使用する方向で進めたい。

イ. チェックフォームの改善に関する意見の中には、更なるエビデンスの追加を求めるものもあり、要求するエビデンスは合計 18 項目となった。項目の取捨選択も検討したが、企業によって求めるエビデンスの内容や要否に差異があることから、一律に項目を削除することは困難であると判断し、エビデンス項目の削減は行わないこととした。

ウ. 18 項目のエビデンスは、必要性の判断が各社で異なると考えられるため、どの資料を求めるかについては製造メーカ各社の判断に委ねる。

エ. 求める資料一式は、チェックフォームを掲載しているページに公開している。公開ページでは、測定を行う前に製造メーカへ必要書類等の確認を行うよう案内を行っており、各社へ問い合わせがあった際、各資料の要否を説明頂きたい。併せて、個社特有の資料の提出についてもその際に行うようお願いしたい。

③大橋副委員長より、「経済産業省安全保障貿易審査課からの情報によると、制度開始後の届出状況は 10 件であり、その内訳は該当としての届出が 6 件、非該当としての届出が 4 件であった。該当として届出されている案件が 6 件あることから、制度趣旨が十分に理解されていないことが伺える。届出案件の中には、メーカが確認した上で提出されているケースと、メーカによる確認が行われないまま提出されているケースがあると思うが、協力できる部分については協力をお願いしたい。」旨の発言があった。

（2）「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令」に関する特別一般包括許可活用状況アンケート調査結果報告について

①事務局より、資料 No5 に基づき、「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令」に関する特別一般包括許可活用状況アンケート調査結果について以下要旨の説明があった。

ア.本アンケートは制度改正後の「り地域」向け特別一般包括許可の活用状況等の把握を目的に実施し、66 社から回答を得た。

イ.届出を行った企業は 11 社にとどまり、届出件数はインド向けが 65 件で最も多かった。

ウ.届出受理までの期間は、多くの案件が 10 日以内に受理され、「想定より時間がかかった」との回答は 1 社のみであった。

エ.制度活用については、届出未実施企業の多くが包括許可取得を検討しておらず、許可保有企業においても輸出後の管理など実務面での負担やリスクを考慮し、個別許可を継続する意向が見られた。

②大橋副委員長より、「本制度は特別一般包括許可に基づく制度であり、3 年ごとの更新が必要となるが、EUC の再取得の要否など制度運用が明確で

ない部分もあるため、活用に当たっては制度内容を十分理解する必要がある。実績報告の運用についてもまだ定着途上であることから、制度運用が安定してから活用する方法もあれば、運用しながら経験を蓄積する方法もある。中には、特別一般包括許可を取得していても個別許可で運用している企業もあり、その理由として、個別許可を取得する手間が該当機を取り扱っていることをユーザに再認識してもらう機会となるほか、り地域向けとそれ以外の地域向けで輸出後の管理方法に差が生じないという利点があるためである。一方で、利便性やリードタイムの短縮を重視する場合には包括許可の活用も有効であり、各社において管理体制や運用方針を踏まえ、適切な許可形態を検討いただきたい。」旨の発言があった。

（３）需要者等による誓約違反事象アンケート調査結果報告について

①事務局より、資料 No, 6～9 に基づき、需要者等における誓約違反事象に関する調査の結果について、以下要旨の報告があった。

ア. 2025 年 1 月から 12 月にかけて経産省に報告された誓約違反事象について

a.違反件数は 22 件。そのうち無断再移転が 1 件、無断再販売が 10 件、無断再輸出が 11 件となった。

b.「違反を発見してから、当局に報告するまでの期間」について、発覚後 1 か月以内で報告を行っている事例が多数ある一方で、半年を超過して経産省へ報告を行っている事例も散見されている。

c.移設検知装置を搭載していたにもかかわらず、事前同意手続きを行わなかった理由は、商社の制度理解不足や説明不足、機械の所在が不明となり、移設検知装置の作動状況を把握できなかったことなどが挙げられた。

イ. 2015 年 1 月から 2024 年 12 月までに経産省に報告された誓約違反事象について

a.違反件数の累計は 398 件となり、そのうち再発防止のための予防処置が済んでいないものは 112 件となっている。

②大友部会長より以下要旨の説明があった。

ア. 本調査は、2016 年に経済産業省から誓約書違反の多発について指摘を受けたことを契機として開始されたものであり、業界としての改善能力・再発防止能力を示し、経済産業省からの信頼確保につなげることを目的としている。

イ. 会員各社から提供された情報に基づき継続的に調査を実施しており、結果情報の取扱いには十分配慮いただきたい。また、本資料は経済産業省には提供していない。

ウ.今回の調査結果から、誓約違反は最終需要者の認識不足や失念によるものが多く、今一度「再移転」、「再販売」、「再輸出」への理解度を深める必要性を感じる。「再販売」には所有権・使用権の移転や買収等による出資者の大幅な変更、事業内容の変更等も含まれるため、約書違反の未然防止のためにエンドユーザ・現地代理店や商社向けの説明資料

として作成した資料（資料 No, 10）を活用し、周知いただきたい。

エ. 違反発生から経済産業省への報告まで長期間を要した事例も見られたため、違反発覚後はなるべく早く経済産業省へ連絡するようお願いしたい。

（４）2025 年度輸出管理委員会活動結果の報告

①大友部会長より、資料 No, 11 を基に 2025 年度の輸出管理部会に関する活動結果について以下要旨の説明があった。

ア.2025 年度は、輸出管理部会を計 8 回開催し、18 項目の活動に着手し、その結果、完了 5 件、継続中 12 件、未着手 1 件となった。

イ.2025 年度は、2 項 UPR 化に向けた対応が最重要課題として位置付け、関連する議論に多くの時間を要したため、一部の課題については進捗が限定的または未着手となったが、全体としては制度対応・実務対応の双方で一定の成果が得られた。

ウ.2 項 UPR 化に向けた対応検討は、部会として「PA を残す方向で検討する」方針を明確化した。また、現時点では制度の確定には至っていないものの、制度改正時に迅速に対応できるよう、2026 年度も引き続き最優先課題として継続検討する。

エ.「工作機械に関する安全保障輸出管理・規制内容の変遷の作成」は 2025 年度は UPR 化対応を優先したため実施に至らなかったが、2026 年度に作成する予定である。

（５）2026 年度　輸出管理委員会活動案の審議

大友部会長より、資料 No,12 に基づき、2026 年度の活動内容について説明があった。

①2026 年度の活動案は委員全体に実施したアンケート結果を踏まえた 4 件のテーマに加えて、昨年度までのテーマを部会で決定した優先度に基づき取り組んでいく。

②活動案について審議した結果、賛成大多数により異議なく承認された。

閉会に際し、宮藤委員長より「本日は、今年度の活動の審議や需要者等による誓約違反事象アンケートの調査結果など、重要な議事を執り行うことができた。各社に於かれては本日の内容に注意を払いつつ、輸出管理に努めていただきたい。当委員会としても皆様の業務に寄与する活動に努めていく所存につき、ご意見等あれば事務局を通じて積極的にお願いしたい」旨の挨拶があり、閉会した。

以上

配布資料

（１）「中古工作機械の実測結果製造者チェックフォーム活用状況等」調査結果

（２）製造者チェックフォーム内で添付を求める資料に関するアンケート結果

（３）製造後 20 年以内の中古工作機械を「非該当」で輸出する際の日工会所属

企業による測定結果の確認方法及び確認資料についてのご案内
（４）製造者チェックフォーム【輸出管理部会検討後】
（５）「特別一般包括許可の活用状況に関するアンケート調査票」調査結果
（６）需要者等における誓約違反事象アンケート調査票(2025 年 1 月-12 月)
（７）需要者等における誓約違反事象【未完了一覧】(2015 年 1 月～2024 年 12 月)
（８）需要者等における誓約違反事象調査（2024 年 1 月～2024 年 12 月分）結果概要
（９）需要者等における誓約違反事象調査（2025 年 1 月～2025 年 12 月）結果概要
(10)【現地法人及び現地商社向け】日本製工作機械を扱うユーザへの対応に関するご注意（経産省 HPQA 入り）
(11) 2025 年度輸出管理委員会活動結果
(12) 2026 年度輸出管理委員会活動案